

敬老祝金給付事業や 6次産業化推進事業などを議論



委員長報告全文は
こちらをご覧ください。

総務厚生委員会

地域おこし協力隊導入事業

Q 起業支援補助金にかかる※ガバメントクラウドファンディングについては、寄附金の申込額が目標準に達した場合は、非常にありがたい制度であるが、そうでない場合は、事業に厳しい制約を受ける状況となるなどメリット、デメリットがあるように思われる。
A 思うように寄附金が集まらなかった場合、市としてどのような支援策を考えているか。

Q 起業支援補助金を申請し、100万円のプラスアルファとしてクラウドファンディングの申請も行なったものの、結果的に寄附金あまり集まらなかった。
A 寄附額が目標を下回った場合に支援を行う仕組みはないが、今後とも、地域おこし協力隊員の退任後については、寄り添った対応をしていきたい。

※ガバメントクラウドファンディングとは
 自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の使い道をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人から寄附を募る仕組み。

総務厚生委員会		副委員長		綾香 良一	
委員長	山本 芳久	副委員長	田島 輝美	委員長	山内 政夫
委員	近藤 芳人	委員	山田 能新	委員	吉住 威三
	山崎 一洋				
産業建設文教委員会		副委員長		井元 宏三	
委員長	神田 全記	副委員長	小山田 輔雄	委員長	竹山 俊郎
委員	池田 稔巳	委員	松尾 実	委員	松本 正治
	辻 賢治				
	山内 清二				

6次産業化推進事業
Q 6次産業化の振興があまり進んでいないが、どのように分析しているのか。
A 市内のほとんどが小規模な生産者であり、生産で精一杯で、2次、3次産業に取り組むことが厳しい状況である。

Q 補助対象が機械・加工施設に限られている。人件費を補助対象にできないか。
A 現行制度では人件費は補助対象外であるが、今後はこれまでの6次産業化にこだわらず、物産の振興につながる制度へ見直す時期が来ていると考えている。

委員会からの指摘
 農商工連携は成果を伸ばしている状況もあり、最も大事なものは最終的に販売することにあるので、販売へのサポートにも重点をおくように。

敬老祝金給付事業

Q 3月定例会で、77歳に対する敬老祝金8千円の支給を廃止する改正案を全会一致で否決した。今後の敬老祝金の支給の在り方を、どのように考えているか。
A 今後、平均寿命の延伸や介護給付費の増加等が見込まれており、元高齢者の割合の引き上げ施策への転換等が必要であるため、敬老祝金の支給見直しは必要と考えている。
 現在の77歳時と88歳時の支給を一本化するともに、経過措置を講じるなどの見直し案を検討しており、周知期間も必要であるため、9月議会または12月議会に改正案を提案したいと考えている。



公共土木施設災害復旧事業

Q (敷佐町の大切橋災害復旧工事に関し)平成31年3月に河川護岸の石積みが崩壊したが、危険な橋梁として把握していたのか。
A 平成30年9月に現場を調査し、長寿命化計画に計上するなど今後の対策を検討し、定期的に観察していた矢先のことであった。

Q 交通量等も考え、災害が起こる前に補修工事を行うことが必要ではないか。
A 橋梁長寿命化事業は災害を起こさないことも目的である。定期的な点検を行い、必要に応じ補修しながら、少額で長寿命化を図っていく方針。



▲被災直後の大切橋

産業建設文教委員会

未来を創る園芸産地支援事業

Q いちご高設栽培システムにおいて事業実施者が減少した理由は何か。
A 2名の取り下げがあり、1名は繁殖牛経営を優先したいとの理由で、もう1名は後継者に事業継承を済ませた後、後継者が申請したいとの理由で減少した。

鳥獣被害防止総合対策事業

Q ワイヤーマッシュの管理を徹底するよう指導しているか。
A 全体を通しての個別管理指導は行なっていないが、農業者から個別に報告があった場合や、中山間地域・多面的機能などの直接支払の集落協定を行なっている団地には指導している。

Q 現在のワイヤーマッシュなどの防護柵設置状況と今後の整備について問う。
A 耕作放棄地を除いた農地面積3,180haのうち、2,582ha(平成18~30年度)設置している。未設置が

公営住宅整備事業

Q 将来は利便性がよい場所に集約し、整備するようなどは考えていないのか。
A 第7次公営住宅長寿命化計画に盛り込んで統廃合、建替えを進めていきたい。

平成30年度平戸市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

Q 現在の加入状況、起債の残額、繰上償還が可能かどうかについて問う。
A 加入状況は60%。起債残額は公営企業債6,800万円で、令和13年度までの償還。繰上償還を行う場合、今後の支払分の利子も含めての償還となる。

Q 検査基準値内にもかかわらず、処理水を沖合いに放流しているが、今後の在り方や放流水に問題がなければ、再度、漁協との協議を検討してよいのではないか。
A 処理水の沖合いへの放流は、建設当時の漁協との協議によるものであるが、機能診断調査・最適整備構想計画に基づき、他にも良い案がないか今後検討していきたい。